

◎新潟県告示第557号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

五番町(2)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱11号と1号を結んだ線に囲まれた区域

加茂市

大字加茂字七沢

110番	1号及び2号
107番1	3号から5号まで
107番1地先道路敷	6号

五番町

138番3	7号
147番丑	8号

大字加茂字七沢

108番	9号
107番子	10号及び11号